

(3) 小規模保育整備事業費補助金について

笠間市では、待機児童解消を図るため、国の補助制度を活用し、小規模保育事業の推進に努めてまいります。

小規模保育事業とは…

利用定員が6人以上19人以下で、保育認定を受けた0、1、2歳児の子ども（3号認定）を保育する事業です。

<平成27年度補助事業>

【小規模保育設置促進事業】（安心こども基金）

1. 事業の目的

小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進する。

2. 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

①小規模保育運営支援事業（A型）及び（B型）

ア 賃借料補助

契約家賃 1事業所当たり 4,100万円

イ 改修費等補助 1事業所当たり 2,200万円

②小規模保育運営支援事業（C型）

ア 賃借料補助

契約家賃 家庭的保育者1人当たり 99万円

イ 改修費等補助 1事業所当たり 2,200万円

(2) 補助率

国・県・市3/4、事業者1/4

<平成28年度補助事業（案）> ※現在国で検討中

【小規模保育整備事業（新規）】（保育所等整備交付金）

1. 事業の目的

待機児童解消のため、小規模保育事業所の創設・増築・老朽改築等の実施に必要な経費の一部を交付する。

2. 補助率

国・県・市3/4、事業者1/4

3. 予算額（国）

44億円